

高齢化社会への対応について 一六七〇字

きょうの質問の一点目でございますけれども、大臣は、二〇〇四年までに二分の一という附則に明記したことを、十七日の委員会では、大変画期的というふうにお答えになっておられます。しかし、九四年、前回の改定期には、今回の改定期には、既にこの二分の一ということを実際上担保すること、村山政権の中で方向性が見つけられております。国民の皆さん方は、また先送りですか、五年後も本当にこれは担保できるのですかという不安感がいっぱいですが、この問題について、私は国会軽視じゃないかと思いますが、大臣、いかがですか。

丹羽国務大臣 前回の改正時、つまり五年前でございますが、このときは、要するに、国会での委員会の総意として附帯決議として決められたものであります。今回の年金法の改正におきましては、政府の段階におきまして、「当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。」という附則を設けたということでありまして、私は、今回の附則、法律に、当初から書いたという意味は大変重いものがある、こういうふうにご考えております。

濱田委員 私は、連立の時代に、そのときの与党がしっかりとその方向性を決めたことが、枠組みが変わるとまた違った方向に変わるというのは絶対許せないというふうに申し上げておきたいと思

ます。

もう一点、賃金スライドの凍結、給付水準の削減について、大臣は、これも十七日の委員会で、私たちの時代はいいのですというように答弁をされております。私は、大臣はいいのかもしれませんが、これからの国民にとつても、可処分所得等々、本当にしっかりと担保できなければならぬ部分、特に来年から介護保険制度、聞くところによりますと、四月からは公的介護はスタートするけれども介護保険制度はスタートしないのだというふうに言っておられるようでございますけれども、こういう部分の保険料等々を掛けなければならぬ中で可処分所得の担保というのは大変大事だと思います。賃金スライドを維持していくということは非常に大事だと思うのですが、大臣、いかがですか。

丹羽国務大臣 たしか、中川委員のときに申し上げたと思います、同年代でございますから。

つまり、私が申し上げたいのは、現在は四・三人の現役世代で一人の高齢者を支えておる。これが将来、二〇二五年でございますが、現役世代二人で一人を支えなければならぬ。こういう時代がやってくるということが、若い人たちの間で年金に対する不安を呼んでいるのではないかと一部指摘を申し上げたわけでございます。それから、年金給付水準につきましては、受給の開始時に現役世代の手取り年収のおおむね六割を確保するとともに、その後は物価スライドするということを今回の法案で明らかにさせていただいておりますけれども、可処分所得の問題について委員から御指摘がご

ございましたけれども、高齢者の可処分所得というのは、平均でございますが、二十三万二千九百二十一円、実収入の九二％という水準になっております。なお、現役世代の可処分所得でございますが、実収入の八四％でございます。

率直に申し上げて、これまではお年寄りはこちらかというところ、そういうような公的な負担というものはやや軽減する嫌いがありましたが、私もやはりお年寄りの中にも貧しい方々、所得のない方々については今後も手厚くしていかなければなりませんけれども、相応に所得のある方についてはそれ相応の御負担をしていただかなければ、これからの少子・高齢化社会時代は乗り切っていけない、こういうような認識に立つものでございます。

濱田委員 現在の保険は保証されるというふうに言われますけれども、現在受給されている皆さんも、これから受給を受ける皆さん方についても、保険の中身が拡大していかないと逆の保証がこれによってなされることについては、非常に生きていく意欲を失う中身だとして検討を要すると私は主張させていただきたいと思っております。

それと、高齢者の雇用についてですが、六十五歳現役社会ということを展開される昨今でございますけれども、年金が六十五歳支給に段階的に変わっていくという中で、労働省と提携して全力で取り組むと大臣はおっしゃっております。しかし、日本の今の定年制、やっと六十歳というところにたどりつきつつある中で、この六十五歳現役というものをどう担保されようとしているのか、そのビジョ

ンを明確に示さなければ、ああそうですかと言えないのですが、現時点で、大臣はどうか考えですか。

丹羽国務大臣 これは前回のいわゆる基礎年金の部分を六十五歳にするときも大変御議論ができました。

まず、雇用の問題でございますが、その前提として、こういうことにさせていただきましたのは、平均寿命、平均余命ともに大変延びてきておるんだということは先生も御承知のことと思います。現在、男性の平均寿命が七十七・一九歳、女性の場合は八十三・八二歳でございます。今や世界の中で最も長寿化が進んでおる、こういうことでございます。そういう中で、六十五歳以上の支給というのはもう世界的な趨勢でございますし、アメリカではそれをさらに二歳上げて六十七歳にしよう、こういうような動きが出ておるわけでございます。

それはそれとして置いておいて、今先生お尋ねのございました雇用の問題でございますが、かつては五十五歳定年、こういうことでございましたが、現在は六十歳定年というものが定着いたしておりますし、今後定年年齢というものが引き上げていかれる傾向にある、こういう認識をいたしておるような次第でございます。

現在のところ、まだ、六十歳代前半で働いていらっしゃる方は六〇％弱でございますけれども、今後、いずれにいたしましても、労働省と十分に連携をしながら、例えばシルバー人材の活用などいろいろ、私の地元でも大変活発にやっております、そういうものを通じて、具体的に六十歳代前半の皆さん方が雇用の場につけるような

環境づくりのために努力をしていきたい、こういう決意でございます。

濱田委員 五十歳でも五十五歳でもその仕事の中身によって、定年制というか、仕事をリタイアしていく中身というのは幾らでもございませう。その辺の細かい点を分析しながらの対応でなければ、国民の皆さん方一人一人の年金に対する意欲といいますか、信頼というものは失われてしまうということを申し上げておきたいと思いません。

時間がなくなりました。

先ほどから年金福祉事業団そのものの問題と運用資金の問題が出されております。私はその中身を今この時間に触れることはできませんけれども、いろいろな問題があります。この年金福祉事業団の解散及び業務の継承に当たって、現在の年金福祉事業団で雇用されている皆さん、働く仲間の皆さん、この皆さん方の労使関係に配慮する